

## 太子町教育委員会／令和7年11月定例会議事録

### 日時及び場所

- 日時 令和7年11月25日（火）  
開会時間：午前9時30分  
閉会時間：午前11時15分
- 場所 役場庁舎3階 第1会議室

### 会議に出席した者の職氏名

- 出席者  
教育長 中道教育長  
委員 上籾教育長職務代理者、山崎委員、池田委員、金井委員  
事務局 東條教育次長、武部教育総務課長兼給食センター所長、  
竹井教育総務課学務指導担当課長、吉村教育総務課長補佐、神床教育総務課主事
- 欠席者  
松岡生涯学習課長
- 傍聴者  
なし

### 議題

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 教育長の報告
- 日程第3 議案第5号 二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第4 報告第7号 いじめ重大事態事案への対応について
- 日程第5 諸般の報告（その他）

中道教育長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより教育委員会11月定例会を開催します。

まず、【日程第1 会議録署名委員の指名】をいたします。本日の署名委員は、【金井委員】をお願いいたします。

続きまして、【日程第2 教育長の報告】について報告申し上げます。

中道教育長

10月30日、町民文化祭菊花展の審査会ならびに表彰式をおこないました。同日、人権施策推進本部会議に出席しました。

11月1日～2日、町民文化祭を開催しました。

11月3日、大阪芸術大学こどもぞうけい展を見学しました。

11月6日～7日、近畿町村教育長会総会・研修会に参加しました。総会では、文部科学省学校情報基盤教材課長の寺島史朗氏による「第2期GIGAスクール構想に向けて」と題した講演がありました。

11月9日、ふれあいTAISHI2025を開催しました。

11月11日、第3回大阪府町村教育長会に出席しました。

11月12日、校園長会において、給特法の改正や公立高校の入試改革等にむけた学校の新しい仕組みづくり及び、2学期末の懇談会にむけた準備等を指示しました。

11月13日、2町1村共催の男女共生講演会でさくらいりょうこさんの講演を聞きました。

11月15日、竹内街道歴史資料館友の会講演会に参加しました。

11月16日、聖徳太子ゆかりの3町中学生サミットで兵庫県太子町を訪れて、5校の生徒会生徒の交流会に参加しました。

11月20日、南河内地区市町村教育委員会研修会に参加しました。

11月21日、近畿中学校道徳教育研究大会大阪大会全体会に参加しました。

11月24日、竹内街道歴史資料館友の会研修会に参加しました。

以上です。

中道教育長

ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

中道教育長

無いようですので、続きまして、【日程第3 議案第5号 二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例の制定】について説明を求めます。

東條教育次長

私から、議案第5号「二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例の制定」について、ご説明いたします。

本条例案は、12月議会への上程を予定しており、国指定史跡「二子塚古墳」の整備事業の一環として制定するものです。現在、史跡の整備

東條教育次長

に伴う工事を進めておりまして、トイレを含む管理棟を来年4月から供用開始とする計画となっております。そのため、これに対応した条例制定が必要となる次第です。

それでは、条例の内容について順にご説明いたします。お手元の資料をご覧ください、1枚めくっていただきますと条例本文が記載されております。

まず、第1条「設置」についてです。こちらでは、二子塚古墳史跡公園として公園を設置する旨を規定しています。次に、第2条「名称及び位置」として、公園の名称を「二子塚古墳史跡公園」とし、位置を具体的に示しているところです。続いて、第4条「管理」では、公園の管理を太子町教育委員会が行う旨を定めております。また、第5条「利用時間」については、公園内の管理棟展示室の開館時間を午前9時から午後5時までとしています。第6条「管理責任」に関しては、史跡公園に起因する管理の責任範囲について明記しており、管理者は一定の制限のもと責任を負わない旨を規定しております。そして、第7条「行為の制限」では、公園内で特定の行為を行う場合、事前に許可を受ける必要があることを定めています。さらに、第8条「禁止行為」として、公園内で禁止される行為について1号から13号まで具体的に列記しております。また、第9条「入園の制限」では、規定された条件に該当する場合、退去を命じることができる旨を記載いたしました。次に、第10条「損害賠償の義務」では、公園内の設備や物品に損害を与えた場合、その賠償義務について明記しております。最後に、この条例の施行日は令和8年4月1日とすることを付則にて規定しております。

以上が本条例案の概要となります。何卒ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中道教育長

ただ今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

中道教育長

なければ、本件について、事務局原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[ 全員「異議なし」の声 ]

中道教育長

ご異議ないようですので、【日程第3 議案第5号 二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例の制定】については、事務局原案のとおり承認するものといたします。

中道教育長

続きまして、順番を入れ替えさせていただき、【日程第5 諸般の報告（その他）】について説明を求めます。

教育総務課  
武部課長

教育総務課より、学校行事についてご報告いたします。資料はございません。

11月16日(日)に聖徳太子ゆかりの3町(兵庫県太子町・奈良県斑鳩町・本町)の中学生が集う、「第23回中学生太子サミット」が兵庫県太子町にて開催されました。本町から3名の中学生、兵庫県太子町から2校の中学生8名、奈良県斑鳩町から2校の中学生8名が参加し交流を図りました。

当日午前中には、中学生太子サミット交流会として、「自分達の学校紹介」や「楽しい生徒会活動」について話し合いました。その後、午後から、兵庫県太子町内の和菓子店より指導者を招いて和菓子作り体験を行いました。次世代を担う中学生が集い、互いに情報交換等を行うことができ、有意義な1日を過ごせたのではないかと感じております。

次に、来年1月27日(火)にホテルアウィーナ大阪で開催されます「令和7年度大阪府市町村教育委員会研修会」についてです。A4の資料をご覧ください。開催はまだ先ではございますが、現時点での出欠確認をさせていただきたいと思っております。

#### 【出欠確認】

次回、12月の定例会で再度集合時間等の報告をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

教育総務課からは以上です。

教育総務課  
学務指導担当  
竹井課長

学務指導担当から、給特法の改正を踏まえた今後の対応についてご報告いたします。お手元の資料「給特法の改正を踏まえた今後の対応について」をご覧ください。

教員の長時間労働の深刻化や、残業代が支給されないこと、教職調整額が4%に据え置かれていること等により、教員の長時間労働と低処遇が大きな課題となっております。その結果、教員志望者が減少し、学校現場における教員の欠員も増えてきている状況から、働き方改革と教員確保の両面を目的として制度改正が行われました。

1枚めくっていただくと、9月26日付で、国から今回の改正により新設されました給特法第8条の指針が示されております。この改正により、教育委員会には、教育職員に係る業務量管理や健康確保措置の実施計画を策定することが義務づけられました。この実施計画につきましては、来年2月の総合教育会議に報告する予定としており、現在策定に着手しているところです。今後、教育委員会定例会にて順次ご報告し、ご指導・ご助言をいただいたうえで承認されたものを、2月の総合教育会議で報告し、令和8年4月から計画を実施していく予定となっております。

続いて、国から示されております「教師の処遇改善」についてご説明いたします。

教育総務課  
学務指導担当  
竹井課長

1点目は、教職調整額の引き上げです。令和8年1月1日より改正が行われ、まず4%から5%に引き上げられます。その後、令和12年度までに現行4%から10%へ段階的に引き上げていくことが示されており、毎年度1%ずつ引き上げられる予定です。併せて2点目として、管理職の給料表加算額の増額です。1点目の教職調整額の引き上げに伴い、管理職についても段階的な引き上げが行われます。

3点目、こちら令和8年1月1日からとなりますが、教職の重要性や負荷を踏まえ、学級担任手当が月額3,000円加算されることとなり、4点目には、教員特殊業務手当の見直しとしまして、手当支給要件の緩和と単価の引き上げが挙げられています。

5点目ですが、新たな職として「主務教諭」が創設されます。現在、学校には首席・指導教諭、その下に教諭という区分がありますが、その中間に位置づけられる職として主務教諭が新設されます。国は令和8年4月1日からの実施としておりますが、大阪府では周知・体制整備の期間が必要であることから、令和9年4月からの実施となる予定です。これに伴い、令和8年度中に選考が行われる見込みですが、選考方法等の詳細はまだ大阪府から示されていない状況です。

主務教諭創設の背景についてですが、近年、学校現場においては、教育相談、特別支援教育に関する連絡調整、校内研修、ICT教育、防災安全、道徳教育等、学校が組織的に対応すべき事象が多様化・複雑化しております。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等、多様な支援スタッフが学校に入ってきていることに加え、地域や関係機関との連携も増えており、校内外との調整業務が拡大しています。これまでは、同じ「教諭」という職がこうした校務分掌を担ってまいりましたが、今後はベテラン・中堅・若手の教師がそれぞれ専門性を発揮し、効果的に役割分担しながら、知識や経験の共有・継承を図る体制が求められています。こうした考えから、主務教諭が創設されました。

東京都ではすでに導入されており、全教職員の4割程度を主務教諭とする方針を示していることから、大阪府でも4割を目安に任用が進められていくと考えられています。

以上でございます。

東條教育次長

本日、生涯学習課長が不在ですので、代わって生涯学習課の各種行事関係についてご報告いたします。まず、行事結果からです。

「令和7年度 菊花展」につきまして、10月28日（火）から11月10日（月）まで開催し、10月30日に審査会および表彰式を実施いたしました。

続いて、「第65回 文化祭」でございます。こちらは11月1日（土）・2日（日）の両日に開催し、演芸22団体、展示31団体にご参加いただきました。

東條教育次長

次に、「第11回 まだ、読め～るフェア」についてです。文化祭の日程に合わせ、町立図書館においてブックリサイクル市として開催し、多くの方にご来場いただきました。

続きまして、「ふれあい TAISHI 2025」でございます。11月9日（日）に開催し、あいにくの終日雨模様ではあったものの、出演団体の皆さんには可能な範囲でステージイベントにご参加いただき、無事に実施することができました。

その下、「竹内街道歴史資料館歴史講座」につきましては、11月15日（土）に生涯学習センター「太子の森」で開催いたしました。

続いて、今後の行事予定についてご報告いたします。

まず、「竹内街道歴史資料館友の会」の歴史講座を、11月29日（土）午後1時30分から開催する予定です。

次に、「第15回 たいしスポーツ Day ～太子町タウンロゲイニング～」でございます。こちらは11月30日（日）の開催を予定しております。

また、「人権作品コンクール」の表彰式については、12月6日（土）午後2時から万葉ホールにて実施いたします。応募状況等につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

最後に、「太子町 二十歳を祝う会」についてです。来年1月12日（月・祝）に開催し、式典は午前10時から、交流会は午前11時から予定しております。

なお、以前ご案内しておりました歴史資料館の企画展「竹内街道を旅する信仰者」につきましては、12月7日までの開催となっております。当初は教育委員の皆さまとご一緒に見学させていただくことを想定しておりましたが、日程調整が難しくなったことから、改めて招待券をお配りする形に変更させていただいております。

別件として、古民家活用に関する調査結果についてご報告いたします。お手元に資料を置かせていただいておりますが、こちらは11月21日に開催されました議会の全員協議会でも簡単にご説明した内容となります。今年度の業務委託として、株式会社 NOTE に依頼して実施した調査の報告書でございます。全体で58項ほどございますので、本日は要点を絞って説明いたします。

まず、2項でございます。本調査の位置づけといたしまして、太子旧山本家住宅および大道旧山本家住宅周辺エリアについて、歴史的資源を活用したまちづくりの可能性、いわゆる、エリアポテンシャルを把握する目的で実施したもので、株式会社 NOTE が現地調査やヒアリングを行い、観光・文化・街並みといった観点から評価を行ったものとなっております。

次に、7項の「エグゼクティブサマリー エリアポテンシャル評価」でございます。こちらが、今回の調査の最終的な結論となる部分です

東條教育次長

が、太子町のエリアポテンシャルにつきましては、結果として「△」との評価となっております。残念ではありますが、現状としては一定の課題があるという分析となっております。

続きまして、20項の内容でございます。ここでは「NIPPONIAのブランド指針」として、5つの約束と指針となるキーワードが示されております。さらに、次の項には、このブランド指針に基づく「NIPPONIA開発基準」と太子町の現状を比較した一覧が掲載されております。表では左側から、カテゴリー、キーワード、レギュレーションが示され、その右側に、それぞれの基準に対する太子町の状況が整理されております。

続いて、22項についてです。こちらは、NIPPONIAを展開している他地域との比較となっており、表の最上段に太子町の評価が示されています。太子町につきましては、歴史性と景観性は「○」である一方、地域性・回遊性は「△」、市場性・経済性・連携体制・地理的特性については「×」という評価となっております。

最後に、48項の「今後の道筋」でございます。最下段の赤枠部分に記載されていますが、「現時点の状況ではNIPPONIAとして直ちに開発を行っていくことは難しいと考えるが、これを前提とした地域事業開発を行えるようにするため、地域として目指したい方向を定めるエリアビジョン策定を行いながら、地域機運醸成を行っていくことが望ましい」との提言が示されております。

併せて、叡福寺前の太子旧山本家住宅をどのように有効活用していくかにつきましては、庁内の関係部課長が参加する検討会議や政策会議において、引き続き活用方策の検討を進めていくこととしております。なお、この調査内容につきましては、議会の全員協議会でも、より詳細にご報告させていただいたところです。

生涯学習課からの報告は以上でございます。

中道教育長

ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

山崎委員

主務教諭について、もう少し具体的な役割や仕事のイメージを教えてくださいたいです。従来の首席教諭との違いはどうなっているのか、それから「教諭の4割」という話が出ていましたが、半分近くが主務教諭となった場合、役割の線引きはどうなるのかが気になります。

また、選考のプロセスや、教務主任との関係性についても教えてくださいたいです。

教育総務課  
学務指導担当  
竹井課長

4割というのは東京都での実績に基づくものでして、先行導入されている東京都が、最終的に4割程度で落ち着いているというところから大阪府でも同じ水準を目指すという考えになっております。

主務教諭の対象は、おおむね30歳以上の方で、学年主任や業務主任、

教育総務課  
学務指導担当  
竹井課長

生徒指導主事等、学校の中核となる役割を担っておられる中堅層が中心になります。主務教諭への任用によって、「自分は主務教諭である」自覚を持ちながら、多職種との連携や、管理職と教諭とのパイプ役、若手教諭への指導等に力を発揮していただくことを期待しているところです。

また、選考については、市町村教育委員会教育長の推薦という形になる予定ですが、どういう形式で府に推薦するのか等、具体的な手続きはまだ府から示されていません。その調整も含め、令和8年4月実施ではなく、1年先送りにしていると聞いております。

池田委員

主務教諭が担任や学年主任と兼務することもあるのでしょうか。

教育総務課  
学務指導担当  
竹井課長

はい、兼務も想定されています。

中道教育長

補足しますと、4割という数字はすぐに到達するものではありません。東京都でもおおよそ15年かけて4割に到達したという経緯がありますので、大阪府でも同じようなタイムスケジュールになるのではないかと考えています。

上叡教育長職務代理者

東京都以外で主務教諭を設置している自治体はあるのでしょうか。

教育総務課  
学務指導担当  
竹井課長

現時点で他の自治体での導入については聞いておりません。

中道教育長

東京都これまで100%東京都単費で主務教諭制度を設計し、運用してきました。一方で今回、国が新たな職制として5段階を設けたことで、全国一斉に導入する流れになっています。小中学校は国費3分の1、府費3分の2という財源構成ですので、東京都であっても主務教諭に係る部分は今後国が一定割合を負担することになります。

山崎委員

そうすると、学校の中での役割調整が難しいですね。

例えば、主務教諭が担任や学年主任を兼務した場合には、担任手当に加えて主務教諭としての月額加算も上乘せされることになります。一方で、現状でも業務負担の大きい首席教諭の加算額が今後どう整理されるのか、そのあたりが見えづらく、課題だと感じます。

中道教育長

他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

中道教育長

無いようですので、続きまして、町長部局の秘書政策課から連絡事項があります。

秘書政策課  
田中課長

秘書政策課から、次期教育大綱の改訂について報告させていただきます。お手元に配布している資料をご覧ください。本来であれば総合教育会議で配付する予定でしたが、本日は委員の皆様にお集まりいただいておりますので、この場をお借りいたしました。

教育大綱は、教育委員会部局にもご協力いただきながら、町長部局で策定しているものです。現行の大綱は令和3年4月に策定し、計画期間は5年間となっておりますので、来年3月で満了を迎えます。そのため、次期大綱の策定に向けて、進め方をご説明したいと考えております。それでは、詳細について担当からご説明させていただきます。

秘書政策課  
刀根主査

それでは説明させていただきます。お手元のA4資料「太子町教育大綱の改定について」をご覧ください。

まず、教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市町村長が教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策の方針を定めるものです。市町村長と教育委員が教育行政について議論する総合教育会議での協議を経て、市町村長が策定し、自治体の教育行政の根本的な指針を示す位置づけとなっています。

太子町では、第5次太子町総合計画（後期基本計画）との整合を図るため、令和3年4月に現行の教育大綱を制定し、計画期間は令和3年度～令和7年度の5年間としております。現在、第6次太子町総合計画（令和8年度～17年度）の策定を進めており、その前期基本計画（令和8～12年度）との整合を図る必要があることから、令和8年度から適用する新たな教育大綱の策定が必要となります。

続いて、策定スケジュールについて説明いたします。例年どおり、2月下旬頃に総合教育会議の開催を予定しており、そこで次の2点についてご承認をお願いしたいと考えております。

1つ目は、現行の教育大綱の計画期間の延長です。新しい総合計画の基本計画案は、1月～2月上旬頃にパブリックコメントを実施し、その後案が固まる見込みです。その内容を踏まえて次期教育大綱案を作成する必要がありますので、現行の教育大綱（令和8年3月満了）を、令和8年5月まで延長させていただきたいと考えております。

2つ目は、新しい教育大綱の案についてです。総合教育会議にて案をお示しいたしますので、ご意見をいただきたいと考えております。

以上2点を、総合教育会議にてご承認いただけましたら、4月にパブリックコメントを実施します。意見を受けて修正が必要となった場合

秘書政策課  
刀根主査

は、書面による総合教育会議を開催する方向で考えております。新しい教育大綱は、令和8年6月から施行する予定です。  
以上です。

中道教育長

ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

中道教育長

なければ、ここで5分程度休憩とさせていただきます。  
休憩終了後、【日程第4 報告第7号 いじめ重大事態事案への対応について】から再開させていただきます。

[ 休 憩 ]

中道教育長

それでは再開いたします。  
続きまして、【日程第4 報告第7号 いじめ重大事態事案への対応について】でございます。

本件につきましては、関係者のプライバシー保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、これより非公開としたいと思いますので、出席委員にお諮りします。

中道教育長

【日程第4 報告第7号 いじめ重大事態事案への対応について】を非公開で行うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[ 採 決 ]

中道教育長

三分の二以上の賛成を認めます。これによりまして、【日程第4 報告第7号 いじめ重大事態事案への対応について】を非公開といたします。  
会場閉鎖後、報告をお願いいたします。

[ 会場閉鎖 ]

教育総務課  
学務指導担当課

報告第7号 いじめ重大事態事案への対応について（非公開）

[ 再 開 ]

中道教育長

全体を通して、何かご意見ご質問等ございませんか。

中道教育長

無いようですので、本日の日程はすべて終了しました。  
次回は、12月23日（火）午前9時30分から開催させていただきます。よろしく申し上げます。

会議録の署名

教育長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_